

令和2年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

基本理念

こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり

I 基本方針

地域共生社会の実現に向けた取り組みがなされている中、笛吹市社会福祉協議会は4月に県下最大級の高齢者・障がい者の福祉サービス拠点スマイルいちのみやを開所します。施設の運営方針は、「高齢者・障がい者の福祉サービスの提供と全ての住民の参加を得た地域福祉の拠点となる複合型の施設の運営」として、地域共生型の多世代交流と多機能の福祉拠点として、地域に根差した地域福祉を推進していきます。

さて、地域共生社会は、国が平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、厚労省はそれをうけて、「『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現」を位置づけました。地域共生社会は、制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域住民と関係機関が共に創っていく社会のことです。

社協は、この動きを受けて、「地域福祉」の原点である共に支えあい、助けあう地域づくりにむけて「住民が主役」の第3次地域福祉活動計画（平成29年度～平成33年度）を策定しました。活動計画のテーマ「7つの地域あいみんなであいしょにつくる共生のまち」で、基本的視点は「住民が主役」です。「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で住み慣れた自宅でいきいきと自立した生活を送れることを目指し、地域における様々なサービスを組合せ共に支え合い助け合う社会を具現化することで、社協は様々な事業を通してその実現にむけて取り組んできました。令和元年にこの計画の中間評価をまとめ、その評価を受けて令和2年度の事業計画を作成しました。

今回の評価から、次年度以降に向けては、基本視点の「住民が主役」の推進に向けて、住民と話し合いながら住民が主体の事業は住民活動として移行を進めることが必要だということがわかりました。また、地域づくりが、地域により偏りがあることや参加住民が固定化・高齢化しており継続が困難になっている状況の改善が重要だということもわかりました。

そこで、本計画の各項目の実践を確実に進めるとともに、分野横断的な地域福祉活動をさらに充実させてこれまで実践してきた地域福祉推進に向けた活動や

介護事業を中心にした在宅支援のサービスの質の向上を目指します。また、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」「複合的な課題を抱える」等の個別のニーズ及び地域のニーズに応えられる体制の整備を着実に実践していきます。様々な事業が地域に根付く活動を進め、住民一人ひとりが安心して暮らせ、生きがいを感じられる地域づくりを住民の皆さんを主役として進めていきます。

II 重点目標

地域共生社会の実現を目指します。

1. 住民からの相談に適切に対応し支援します。
2. 住民主体の活動を支援します。
3. すべての住民の地域生活の維持にむけてスマイルいちのみやを運営します。

III 法人運営部門

(i) 部門目標

法令遵守を進めながら組織体制の強化を図り、社協の役割を果たします。

(ii) 総務課

1. 目標

- ① 法令遵守に則った組織運営を行います。
- ② 今まで以上に適切な部署との連携を図ります。
- ③ スマイルいちのみやの事業が目的の機能を発揮できるように各部門と協働し、運営します。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 規則集を整備し全職員が法令遵守に取り組めるようにします。
- ② ホームページの改善の実施や組織内共有の相談支援の実践をします。
- ③ スマイルいちのみやの適切な管理運営の支援をします。

IV 地域福祉部門

(i) 部門目標

- ① 第3次地域福祉活動計画のもと、住民が主体的に取り組む“7つのあい”の活動推進と7つの町の活動計画の推進に取り組みます。
- ② 第4次地域福祉活動計画策定に向けて取り組みを始めます。
- ③ 地域共生社会の実現のため専門職として「地域で助け合えるしくみ」づくりを推進します。

(ii) 地域福祉課

1. 目標

- ① 専門職として住民からの相談に適切に対応し、関係者と連携し支援します。
- ② 住民が主体となって、地域づくりが推進できるように活動を支援します。
- ③ スマイルいちのみやが、地域づくりの拠点として利用者・住民の交流の場、活動の場として広く活用されるように地域に情報を発信していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 地域福祉推進委員会を核として、生活支援体制整備事業（第2層協議体・生活支援コーディネーター事業）と連動した「地域で助け合えるしくみ」づくりを推進します。
- ② 専門職としての相談支援と多職種連携による伴走型支援を進めます。
- ③ 住民と話し合いながら、現行の事業サービスの目的に応じた住民と社協の役割の明確化をして住民主体の活動へ側面から支援をします。
- ④ スマイルいちのみやを拠点とした利用者・住民の交流事業を実施します。

(iii) 障害者地域活動支援センター

1. 目標

- ① 障がいがあっても地域での生活が維持できるよう、利用者や住民への幅広い相談機能を充実していきます。
- ② 住民活動の充実を図るため、障がい理解への啓発を進めます。
- ③ スマイルいちのみやを利用する方々が施設の利用をすることで、どのような活動をしているのかについて情報発信をしていきます。
- ④ 地域で生活する障がいのある方へ必要な就労の機会等を提供し、生産活動による就労訓練を受けることにより、社会生活の維持ができる就労訓練を実施します。
- ⑤ 重度の障がいがあっても個々の状況に合わせた日中活動としてのサービスを提供します。また、地域のボランティア活動の受け入れを行い、地域に根差した活動を行います。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 地域生活支援拠点事業や虐待防止、差別防止等の啓発研修を行い、当事者と地域住民と一緒に具体的な取り組みができる体制づくりをします。
- ② スマイルいちのみやの利用者が安心して施設の利用ができるよう環境整備をしていきます。
- ③ 施設の設備を活用し、自宅で入浴が困難な障がい者に入浴サービスを提

供していきます。

V 在宅介護部門

(i) 部門目標

- ① 「断らない事業所」を目指し受け入れ態勢を整えます。
 - ア 社協の事業所の役割を踏まえ、他の民間事業所では取り組みにくい困難ケースへの対応を積極的に行います。
 - イ 地域の実情やニーズに合わせたサービスの開発の検討や、制度の狭間への対応も行っています。
- ② 事業経営基盤の強化を図るために選ばれる事業所を目指します。
 - ア 事業所の使命を果たすため体制を整え適切な運営と経営を行います。
 - イ 介護保険制度等の法令遵守を徹底し事業内容の透明性を継続していきます。
- ③ 質の高いサービスを提供できるよう職員教育や研修を充実します。
 - ア 専門的知識や技術の向上が図れるよう内部、外部研修等を充実します。
 - イ 複合施設での質の高いサービス提供に向けて職員教育を充実します。

(ii) 居宅介護支援事業所

1. 目標

- ① 社協の居宅介護支援事業所として依頼があったケースを断らず受け入れができるようにします。
- ② 法令遵守を徹底し、利用者の抱える課題をより正確にとらえ、利用者の望む生活に向けて支援できるように努めます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 介護保険制度等の法令遵守を徹底した居宅介護支援業務を行います。

(iii) 通所介護事業所（デイサービス）

1. 目標

- ① 「断らない事業所」として在宅生活を希望する方々がより長く在宅で生活できるように、医療度の高い方や認知症、在宅看取りの方々を可能な限り受け入れすることにより豊かな生活が実現できるように協力します。
- ② 地域住民やボランティア等と積極的に交流を図り、開かれたデイサービスの充実を図っていきます。

一宮通所介護事業所では複合施設の特徴を活かし、利用者と障がい者、地域の方々との交流や福祉教育の場となるよう受け入れ態勢を作っていきます。

- ③ 制度に基づくサービスの提供や法令遵守を継続することにより、安定した事業所づくりを実践します。

- ④ 介護保険制度では対応できない事案に関しては、ケアマネジャーや地域事務所と連携をとり対応していきます。
- ⑤ 利用者に満足したサービスを提供するため、各内外研修に積極的に参加していきます。
- ⑥ 老朽化した施設の修理については素早く市役所と協議対応し、利用者の負担が最小限になるようにしていきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 介護保険外サービス（お泊りデイサービス）を実施し在宅生活を支援します。
- ② ボランティアの受け入れ・住民と障がい者との交流・家族交流会を実施します。
- ③ 事業の変更に伴い、境川・御坂地区の方々に送迎等で負担をかけない調整や配慮をします。

(iv) 訪問介護事業所（ヘルパー事業所）

1. 目標

- ① 「断らない事業所」として他事業所では受け入れられない生活困窮者・寝たきり高齢者、精神・障がい者、重度認知症者・医療重度者、在宅看取りの方への支援を積極的に行い関係機関と連携し、又、制度の狭間への対応も行っていきます。

利用者が住み慣れた地域で、“その人らしさ”を維持した生活が続けられるように関係機関と連携し支援をしていきます。

- ② 介護保険制度等の法令遵守を徹底し、訪問介護事業所の特定事業所加算に向けた体制を整えます。

ア 業務の見直しを行い業務内容の統一や効率化を図ります。

イ サービス提供責任者のアセスメント能力を高めます。

- ③ 質の高いサービスを提供するために、内部・外部の研修を積極的に実施し、専門的知識や技術を高められるよう職員研修を充実していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 登録指定行為事業（喀痰吸引・胃ろう対応）を安全に実施します。
- ② 介護保険外サービス（おまかせ安心サービス）を実施し、在宅生活を支援します。

VI 笛吹市南部長寿包括支援センター

1. 目標

地域で支援を必要としている方々に切れ目のないサービスの提供や困り

ごとの早期発見及び早期対応等一連の取り組みを行うことで、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにしていきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 総合相談支援事業では、地域の高齢者の様々な相談を受け止め、適切なサービスや機関等の資源とつなぎ、地域での継続した生活を支援します。
- ② 高齢者虐待、消費者被害について高齢者を中心に地域住民等に周知し予防・早期発見・対応に取り組めます。
- ③ 処遇困難事例への支援に向けて、地域の支援者や関係機関との顔が見える関係づくりをして定期的に地域ケア会議を開催したり、随時個別ケア会議を実施し解決に向けて取り組めます。
- ④ 介護予防事業としては重度化防止と自立に向けた多職種連携を進めます。

Ⅶ 一宮複合施設（スマイルいちのみや）

1. 目標

- ① 開設に伴い混乱なくスムーズにサービスの提供を行います。
- ② 住民の参加を得た地域福祉の拠点となる取り組みを始めます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 法令遵守に則した事業内容の透明性を図ります。
- ② 通所介護・障がい者生活介護・障がい者就労継続支援B型の各事業所が目的に即したサービスの提供が確実にできるよう運営していきます。
- ③ 複合型施設としての専門性の高いサービスの提供ができるよう職員教育を継続して行います。
- ④ 複合型施設の特徴が発揮できるよう、利用者と多世代の地域住民との交流の場や福祉教育の場等としての施設の活用について検討を行います。

以上